

「市町村立中学校でのオンライン日本語初期指導モデル事業」業務委託仕様書

1 事業の目的

県内の市町村立中学校において、日本語の理解が十分でない外国人生徒等（以下、「生徒」という。）を対象に生活言語習得を目指したオンライン日本語初期指導を実施する。併せて、市町村の日本語指導体制構築に向けたモデルとする。

2 業務名

「市町村立中学校でのオンライン日本語初期指導モデル事業」業務委託

3 委託期間

- ・ 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託内容

受託者は、次の各号に定める業務を行う。

日本語初期指導が必要な生徒へのオンラインによる日本語指導等の提供

- (1) 対象は、来日して間もない日本語の理解が十分でない（語彙が少なく、コミュニケーションも十分に図れない）生徒約50名程度とする。
- (2) 生徒とオンライン会議システムを利用した面談を行い、生徒の日本語能力、家庭言語使用状況、学校や家庭の学習、文化的背景を含む生活環境を把握する。
- (3) 生徒在籍校担当者にヒアリングを行い、学校での言語使用状況等を把握する。
- (4) (2) および (3) を踏まえて受講内容を決定する。1～3か月間程度で短期集中的に実施し、「話す」「聞く」「読む」「書く」等の基礎的日本語能力が定着するような指導を実施する。
- (5) 講座提供日は、月曜日から金曜日とし、1日当たり50分程度の講座を4コマ以上実施する。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和7年12月29日から令和8年1月3日までを除くものとする。
- (6) 講座1回で実施する生徒数は最大5名程度とする。
- (7) 生徒在籍校担当者への生徒学習状況の定期的な情報共有等を行う。
- (8) 日本語指導講座等に必要な教材を準備し、生徒在籍校宛て送付する。

5 関係書類の提出

- (1) 業務実施に関する各種報告

受託者は、以下の報告書等を委託者に提出する。なお、報告事項及び報告書類に関する様式は、契約締結後、委託者と受託者との協議により定める。

ア 毎月の実施報告

各月の委託業務終了後、10日以内に提出

イ 業務完了報告書 1部

すべての業務完了後、速やかに報告書を提出

(2) その他

受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し提出するものとする。

6 請求及び支払い

委託料は、委託期間終了後に完了検査を実施し、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議及び文書による申請・承認により業務の一部を再委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできないものとする。業務上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした被害を含む。）は、受託者の責任で処理すること。また、受注業務終了後も同様とする。

(3) 著作権に関する配慮

提供される報告書等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本事業に関する新規作成物

本事業に関する新規作成物については、委託者に帰属することとする。ただし、受託者保有の既存作成物については権利を留保するものとし、この場合、委託者は使用許諾を与えられたこととする。

8 その他

(1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額等を行う場合がある。

(2) 業務内容を遂行する上で必要な技術支援の研修は、事前に受託者が責任を

持って行くこと。

- (3) 受託者が業務で使用する PC 機器・ネットワーク環境等は、受託者が準備すること。生徒が使用する PC 機器・ネットワーク環境等は、市町村立中学校が準備する。
- (4) 業務に係る交通費・出張費・諸経費等は受託者の負担とすること。
- (5) 生徒 50 名の選定については、委託者が行うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。